

○三条地域水道用水供給企業団請負工事等指名委員会規程

昭和54年 6月 4日

規 程 第 8 号

改正 昭和58年 8月29日 規程第2号

平成17年 5月 1日 規程第3号

（設置）

第1条 三条地域水道用水供給企業団が契約する請負及び工事材料の購入について指名競争入札に参加させる者（次条において「入札参加者」という。）の指名の適正を期するため三条地域水道用水供給企業団請負工事等指名委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査し企業長に報告する。

- (1) 1件の契約予定額が500万円以上の建設工事の入札参加者の選定に関すること。
- (2) 1件の契約予定額が500万円以上の工事材料の入札参加者の選定に関すること。
- (3) 1件の契約予定額が500万円以上の設計業務の入札参加者の選定に関すること。
- (4) 指名競争入札又は随意契約に参加する資格を有する者を指名業者又は随意契約の相手方の選定対象から除外すること。

（構成）

第3条 委員会の委員は、事務局長及び各構成市町の担当局課長をもって充てる。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選で定める。

- 2 委員長は、会務を掌理する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が必要に応じ招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、委員長が決する。
- 4 委員長は、急施を要し、委員会を開く暇のないときは、回議により決することができる。
- 5 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めその意見を聞くことができる。

（その他の事項）

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から実施する。

附 則（昭和58年8月29日公営企業管理規程第2号）

この規程は、昭和58年9月1日から実施する。

附 則（平成17年5月1日規程第3号）

この規程は、平成17年5月1日から実施する。